

判決年月日	平成１８年１１月３０日	担当 部	知的財産高等裁判所 第３部
事 件 番 号	平成１７年(行ケ)１０７９６号		
○ 本件特許発明は，出願の分割がされる前の明細書に包含されるものではないとして，無効審判請求が成り立たないとした審決が取り消された事例			

（関連条文） 特許法４４条

本件出願は，原出願の分割出願として出願されたものであり，分割出願として適法であるためには，本件出願に係る発明が原明細書に包含されていたものでなければならない。本件特許発明は，エレベータの駆動方式を問わないものであるが，出願の分割がされる前の明細書には，「リニアモータ駆動方式エレベータ装置」についての記載があるのみで，これ以外の駆動方式（例えば，巻上機駆動方式や油圧駆動方式）の機械室レスエレベータ装置についての記載は一切存在しない。したがって，エレベータの駆動方式を問わない発明が原明細書に包含されていたとはいえず，本件出願は適法な分割出願とは認められないから，出願日の遡及が認められない。その結果，本件特許は，本件出願日前に頒布された刊行物（原明細書）との対比をしないまま特許されたことになり，無効審判請求が成り立たないとした審決を取り消すべきである。